

JET Report

ジェットレポート

vol. **48**
2010 Autumn



撫子

財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

CONTENTS

季語 | FOUR SEASONS

撫子



撫子や狂えば老も聖童女
(福田琴汀)

秋の七草の一つ撫子は、河原によく咲いているので「河原撫子」と呼ばれる。中国産の「石竹（セキチク）」を唐撫子（カラナデシコ）と言ったのに対して「ヤマトナデシコ」とも呼ばれる。ならば、同種のカーネーションは「西洋ナデシコ」であろうか。

大柄なカーネーション、赤の色が濃く派手なセキチクに対して、ヤマトナデシコはピンクの淡い色と線香花火のような繊細な形が特徴で、日本女性の美しさを表す言葉にもなっている。その可憐さは、女性というよりも少女、あるいは童女ではないだろうか。

人は老いて痴呆が進行すると、どんどん子供に帰っていくようだ。たぶん脳内の活動が線香花火のようにか細くなっているのだろう。先日、ある老人施設をたずねたとき、そのような童女のような人たちを大勢見た。

後期高齢者ではなく、聖童女・聖童子と見るようになれば社会も少しは変わるだろう。

季語	なでしこ 撫子	2
JET SCOPE	電気用品安全法技術基準体系等見直し基本計画について	3
海外トピックス	中国 CCC強制認証の取得をお考えのお客様へ	4
解説コーナー	事件事例等を踏まえた電安法政省令の改正について	5
SAFETY REGULATIONS	中国の安全規則にかかわるトピックス	6
SAFETY REGULATIONS	医療機器認証制度に関する最新情報から	7
Conference Report	国際会議だより IECCE/CMCテルアビブ会議	8
JET INFOMATION	JETの部品・材料等登録の情報について	10
JET INFOMATION	ISOマネジメントシステム内部監査員“公開セミナー”スタート	12
JET INFOMATION	平成22年度「電磁波セミナー」のご案内	13
JET INFOMATION	リチウムイオン蓄電池を取り巻く環境及び JETのサービスについて 電気用品安全法技術基準別表第九「リチウムイオン蓄電池」基準改正情報	14
JET INFOMATION	マーク認証における新たな「取扱運用」のご紹介	15
相談事例集	中国 CCC強制製品認証(以下、CCC強制認証という) に関して	16
相談事例集	組み込みコンセントの事例	17
JET INFOMATION	研究事業センターの建設状況	17
JET INFOMATION	～JETの安全啓発事業のご案内～ 「電気使用安全月間」、「霞ヶ関子ども見学デー」への参画、 及び「各種セミナーの開催」	18
試験現場 NOW	東京事業所 国際業務担当グループ	19
JETの試験設備	テストフィンガー	19

電気用品安全法技術基準体系等 見直し基本計画について

平成21年5月26日の産業構造審議会製品安全小委員会において示された方針(事故情報の原因分析等を踏まえながら、「基準の統合化」、「対象品目等の整理合理化」を図っていく)を受け、「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」(以下、「検討会」という)が設置され、各種の課題について検討を行っていくための基本計画が取りまとめられました。以下にその概要をご紹介します。

1. 電気用品安全法技術基準体系等見直しの方向

(1) 電気用品の指定について

電気用品安全法では、品目が個別に指定されているため、新製品への規制が遅れることや、重要な電気用品が指定されていないといったことを踏まえ、将来に向けて、「一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料」に対して、欧州と同様、除外品を除き原則として規制対象とするネガティブリスト方式導入の実現可能性の検討を行う。

品目指定方法の方向性

現 行		将来的な方向性	
部 品 類	対 象 特定電気用品以外の電気用品 ^(PS) (品目を指定)	対 象 特定電気用品以外の電気用品 ^(PS) (品目を指定)	対 象 特定電気用品以外の電気用品 ^(PS) (品目を指定)
	特 定 特定電気用品 ^(PS) (品目を指定)	特 定 特定電気用品 ^(PS) (品目を指定)	特 定 特定電気用品 ^(PS) (品目を指定)
電 気 製 品	非 対 象 除外品目(他法令で規制されるものや一般消費者の生活の用に供されないものなど)	非 対 象 除外品目(除外基準の明確化に関する検討が必要)	非 対 象 除外品目(除外基準の明確化に関する検討が必要)
	情 報・通 信 機 器 や 定 格 消 費 電 力 範 囲 の 上 限 を 超 え た 機 器 な ど	対 象 特定電気用品以外の電気用品 ^(PS) (ネガティブリスト方式による指定方法の検討が必要)*	対 象 特定電気用品以外の電気用品 ^(PS) (ネガティブリスト方式による指定方法の検討が必要)*
対 象	特 定 電 気 用 品 以 外 の 電 気 用 品 ^(PS) (品目を指定)	特 定 電 気 用 品 以 外 の 電 気 用 品 ^(PS) (品目を指定)	特 定 電 気 用 品 以 外 の 電 気 用 品 ^(PS) (品目を指定)
	特 定 電 気 用 品 ^(PS) (品目を指定)	特 定 電 気 用 品 ^(PS) (品目を指定)	特 定 電 気 用 品 ^(PS) (品目を指定)

※将来的な大括り化の方向性の例

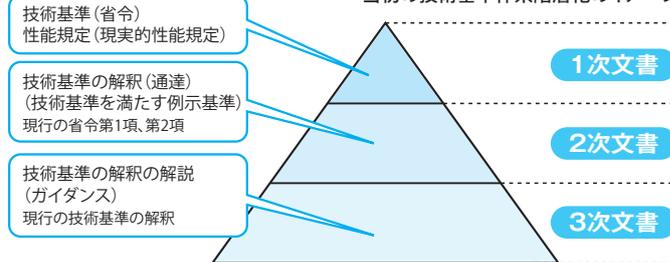
現 行	将来案
電熱器具、電動力応用機械器具、光源及び光源応用機械器具、電子応用機械器具、交流用電気機械器具	電気機械器具

(2) 技術基準について

現在の技術基準については、国内独自の省令第1項基準と、国際規格に準拠した省令第2項基準の二本立てで、技術基準の維持、国際競争力の観点からは、一本化が望ましい。

また、指定品目毎の「仕様規定」から、ネガティブリスト化を踏まえた「性能規定」に改正するとともに、性能要求を満足(具現化)する解釈等を定めるなど、技術基準体系の階層化を行う。

当初の技術基準体系階層化のイメージ



2. 作業スケジュール

(1) 技術基準の性能規定化

平成24年度を目途に、技術基準の性能規定化と技術基準の解釈を策定(公布を考慮)。

当該基本計画の詳細については、「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」の配布資料(http://www.tech.nite.go.jp/standard/safety3/shiryo/03/03_shiryo-6.pdf)をご参照下さい。

(2) 品目大括り化及び法令手続き合理化

性能規定化との整合性を踏まえ、平成22～23年度にかけて、電気用品の区分の整理、型式の区分の大括り化、ネガティブリスト対象品目の適用範囲・除外品目等を検討。

(経営企画部)

中国 CCC強制認証の取得をお考えのお客様へ

昨今の企業のグローバル化に伴い、海外へ自社製品の輸出を計画されている事業者様も多くいらっしゃると思います。

特に現在の中国は市場規模も大きく、今後の発展も見込めます。中国への輸出による販路拡大を目指している事業者様のために、中国の CCCマークの取得について、是非とも知っておいて頂きたい事柄を以下のとおりまとめました。

1. CCC マークについて

中国に製品を輸出する場合、CCC 強制認証の対象になる製品については、CCC マークを取得する義務があります。CCC 強制認証の対象製品については、JET ホームページの「中国お役立ち情報」の「強制認証品目（2009年8月28日現在の強制認証品目リスト）」をご参照ください。また、CCC 強制認証の全体について知りたい場合には「中国 CCC 強制認証公告 117号（強制的製品認証管理規定）」をご参照ください。重要なことが多く書かれていますので、一読をお勧めします。

2. CCCマークを取得するためには、十分な準備が必要です

準備としては、製品が中国の規格（GB 規格）を満足することは勿論必要ですが、その製品を生産するための品質管理システムも完備していることが要求されます。したがって、製品の試験はもとより、初めての製品については中国調査員による工場の調査が実施されます。この工場調査では、品質管理システム、GB 規格の遵守、設計管理、材料の管理、製造管理、工程検査、出荷検査、文書管理、サンプルと製品の一致性等々が調査されます。

3. CCC マーク申請から取得までの期間

準備が十分に整ってから、CCC 強制認証の申請を行いますが、必要な書類及び試験用のサンプルを準備して申請を行います。審査の段階としては、最初に提出された書類の審査とサンプルによる試験が行われ、その両方が無事に完了してから工場調査が行われます。この書類の審査と試験は中国側で行われます。工場調査は製造工場の所在地で行われますので、日本に工場があれば日本で行われ、外国であればその工場のある当該国で行われます。

申請する製品によっても違いがありますが、順調に進められれば、申請から CCC マーク取得まで約3カ月程度です。製品によっては6カ月程度かかる場合もあります。最短で取得する早道や抜け道はありません。

4. CCC マークを取得すると毎年の維持管理が必要です

CCC マークを取得した場合、工場の定期調査が毎年実施されます。この工場調査は中国調査員ではなく、JET など CQC と契約関係のある日本の検査機関の調査員が行います。また、毎年の維持費も徴収されます。

5. CCC マークは中古品を対象としていません

CCC マークは、今後あるいは現時点で製造され、中国国内への輸入及び流通・販売が行われる製品が対象になります。したがって、日本国内にある中古品及び倉庫に保管され現在は製造が行われていない在庫品等は対象にはなりません。そのような製品を中国に輸出する場合には、通関関係の業者に相談されるとよいと思います。

6. CCC マークの必要のない製品について

CCC 強制認証対象外の製品で CQC 任意認証のリストに記載されている製品に関しては、CQC 任意認証を取得することにより通関上のトラブルを回避でき、スムーズな中国への輸出が可能です。さらに CCC 認証では必要な定期工場調査時の試験データが CQC 任意認証では必要ありません。また、対象製品の CCC 認証取得に際して、重要部品で CCC 又は CQC マークのない部品等は、追加試験が必要となります。

☆ CCC 強制認証制度 (China Compulsory Certificate system) : 中華人民共和国国内に輸入される製品に対して国内技術の標準に適合し、輸入が認められるかを中国政府によって審査され認証が与えられる制度です。この制度は2002年5月1日から適用されています。

☆ CQC 任意認証制度 : CCC 強制認証対象外製品に対する中国認証質量中心 CQC (中国認証機関) が行っている第三者認証制度です。CCC 強制認証対象外製品の信頼性の証として CQC 任意認証の製品範囲において活用されています。

☆ CNAS (中国合格評定国家認可委員会) : CNAS の管理監督の下、国内外の認証機関及び試験機関の認定を行う機関です。なお、CCC の認証機関は、CNAS の認定を受けるとともに年1回の定期監査が義務づけられています。

☆ CNCA (国家認証認可監督管理委員会) : 中国の行政機関として認証関連の法律作成・市場監督・制度の施行規則作成、認証・試験・検査機関の管理・監督(統一管理・監督・調和)を行っています。

お問い合わせ先 東京事業所 国際業務担当グループ

E-mail:kokusai@jet.or.jp

TEL : 03-3466-9818 / FAX : 03-3466-6622

事故事例等を踏まえた 電安法政省令の改正について

事故未然防止の観点から、近年事故が散見される製品及び今後急速な普及が見込まれる製品について、規制対象化するための政省令等の改正が検討されています。その規制範囲、技術基準の概要を以下の表にまとめます。

なお、公布は平成 22 年度の第 4 四半期を予定しています。

詳細につきましては、「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会」の配布資料（http://www.tech.nite.go.jp/standard/safety3/shiryo/03/03_shiryo-6.pdf）をご参照下さい。

品 目	規 制 範 囲	技 術 基 準 概 要
家庭用テーブルタップコード セット(仮称) 【新規追加】	定格電圧100～125V、定格周波数50又は60Hz、定格電流が15Aで平行刃の差込み口に対応した一体成形タイプのもの。 (器具に固定して用いるアース線付き業務用タップ・OAタップ、及び組立て式のもの は除く。)	別表第四1. 共通の事項及び定格容量固定化、コード二重被覆化、電源接続部強度、改造防止、差込みプラグ材料の耐トラッキング化、電線接続部分の温度上昇値、屈曲試験、定格容量を超えた機器の接続禁止及び束ね使用禁止表示等
電気掃除機 【範囲拡大】	定格消費電力1000Wを超える一般家庭用のもの。	既存の電気掃除機の技術基準を適用
リチウムイオン蓄電池 【範囲拡大】	外郭容器や端子を持たない特殊な構造の電池。 (単電池一個当たりの体積エネルギー密度が 400Wh/L 以上のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものを除く。)	別表第九の適用できる項目及び消費者の交換を意図したものの適切な外郭容器の義務化
電子発光体ランプ(仮称)及び 電子発光体照明器具 (仮称) 【新規追加】	定格電圧 100 ～ 300V、定格周波数 50 又は 60Hz の電子発光体 (LED 照明及び有機 EL 照明等) を有するランプ及び照明器具。 (「電子発光体ランプ」は、一般照明用の電球形であって、安定に点灯するための装置を有し、定格消費電力が 1 W 以上のものに限る。)	別表第八1. 共通の事項及び、 「電子発光体ランプ」： 口金の耐腐食性、口金のねじり強さ、口金の寸法等 「電子発光体照明器具」： 重量による構造制限、引きひもの強度、絶縁性能等

(技術規格部)



中国の安全規則にかかわるトピックス

パソコン(PC)、サーバー、携帯用パソコン、モニター装置、プロジェクタ、機器内スイッチング電源、直流電源装置(アダプター)、充電器、プリンタ、プロッタ、スキャナ、キャッシュ・レジスター、コンピュータゲーム機、学習マシン、複写機(小型平版印刷機を含む)等の製品(IT類及びAV類製品)に関する「中国CCC強制認証実施規則」が改訂され、2010年(平成22年)12月1日から実施されます。

主に部品試験についての要求が以前より厳しくなり、特に一部の部品試験データは、CNAS(中国の認証機関)の認定ラボの試験レポートが必要となります。また、抜き取り試験については、認証機関が指定する試験所で実施する必要があります。現在、すでにCCC認証を取得済みの該当製品及び今後新規に認証を取得する該当製品に適用されますので、ご注意ください。

I. 旧規格番号：

CNCA-01C-020:2007 及び CNCA-01C-017:2007

II. 新規格番号：

CNCA-01C-020:2010 CCC 強制認証実施規則 - 情報処理機器

CNCA-01C-017:

2010 CCC 強制認証実施規則 - 音響設備

変更内容概要：

1. 「強制製品認証管理規定」— AQSIQ 総局令 117 号の規定に従い、サンプルの同一性の要求及び責任関連の要求について、修正されました。
2. 認証書の有効期限が5年間であることが明確化されました。
3. 認証書の一時休止、辞退、取り下げは、「強制認証の一時休止、辞退、取り下げ実施規則」に従い実施するように修正されました。
4. 申請区分の要求が変更されました。EMCに影響する部品は、申請区分の区分け要素から外されました。また、部品材料について、A類部品とB類部品が規定され、部品及び材料の簡易管理規定が追加されました。
5. 重要部品の分類規定に加え、企業の認証に関わる技術責任者に対する要求が明確化されました。
6. 「工場品質保証能力の要求」の規定が削除されまし

た。「工場品質保証能力の要求」は、認証機関が規定し、CNCA(規制当局)が承認した後に実施されます。

7. 認証の流れについて、合理化を図るため以下の点が修正されました。
 - ①申請時の提出資料に対する要求が追加されました。
 - ②型式試験サンプルの選定方法が追加されました。
 - ③認証のタイムリミットの要求が追加されました。
 - ④定期工場調査の時期は、製造期を優先し、事前通知なしの工場調査方法が優先されるようになりました。
 - ⑤安全の抜き取り検査の頻度が、年1回に変更されました。
 - ⑥適用規格名及び適用項目が修正され、適用規格の年版の説明が追加されました。
 - ⑦重要部品及び材料の要求、特に類似モデル間の重要部品、材料の要求が統一されました。
 - ⑧EMC重要部品について変更されました。(例：キーボード、マウス、スイッチング電源、整流ダイオード、リモコン等の要求が削除され、製品の特性に応じて、一部の製品のモニター、主基板等は、EMCの重要部品として追加されました。)
 - ⑨【強制認証製品目録-2001年合同公告第33号、強制認証製品目録の説明及び定義表-2007年公告第9号令】の規定に従って、製品の名称が統一されました。
 - ⑩【強制認証管理規定-総局第117号令】の規定に従い、生産者(製造事業者)、生産企業、試験室等の呼称が統一されました。

なお、「情報処理機器」及び「音響設備」の各強制認証実施規則の翻訳版(参考和訳)をJETにて販売しています。詳しくは、ホームページまたは電気製品安全センターまでお問合せ下さい。

【電気製品安全センター】

TEL：03-3466-9203 / FAX：03-3466-9204

E-mail:center@jet.or.jp

また、中国CCC強制認証の変更申請及び海外認証取得全般に関するお問合せは、東京事業所国際業務担当グループまでお問い合わせ下さい。お客様のご利用をお待ちしています。

【東京事業所 国際業務担当グループ】

TEL：03-3466-9818 / FAX：03-3466-6622

E-mail:kokusai@jet.or.jp

医療機器認証制度に関する最新情報

JETは、厚生労働大臣から認定を受けた薬事法登録認証機関として医療機器認証サービスを提供しております。ご利用をいただいている皆様及びこれからご利用を考えている皆様に向けて、認証制度に係る最近の動きをご紹介します。

1. 医療機器製造販売の「承認」から「認証」への移行に係る認証申請通知について

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長から発出された平成22(2010)年6月1日付けの通知(薬食機発0601第1号)*により、管理医療機器であっても認証基準が定められていなかったために製造販売に係る承認を取得していた医療機器に対して、新たに認証基準が定められて指定管理医療機器となった場合の認証への移行申請手続きが示されました。この通知により認証を取得すれば、承認番号や販売名を継続使用して製造販売を行うことが可能となり、申請者の法手続きに係る負担が軽減されることとなりました。JETでは、認証対象となる医療機器について1,300を超える認証実績があり、認証に関する数多くのお問合せもいただいております。上記の通知に該当するような医療機器を取り扱われている皆様のご相談をお待ちしています。

*「薬事法第14条第1項の規程に基づき製造販売の承認を取得していた医療機器のうち同法第23条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が基準を定めて指定する管理医療機器に係る取扱いについて」

2. クラスⅡ医療機器の「認証完全移行」に向けた認証基準制定の動き

現在、厚生労働省では、平成20(2008)年12月に策定された「医療機器審査迅速化アクションプログラム」に基づき、平成23(2011)年度までにクラスⅡ医療機器の第三者認証制度への完全移行が進められています。認証への完全移行に向けた今後の工程として、平成22(2010)年9月、平成23(2011)年3月、平成23(2011)年9月、平成24(2012)年3月の4段階により完全移行する予定であることが、厚生労働省より発表されています。今般、完全移行への第一弾として、旧法下で類別

許可品などの承認不要であった医療機器(108品目)について、69の認証基準が発出され、今後も100品目を超えるペースで作業が進められています。また、現行の認証基準の見直しも平行して実施されるため、認証制度の今後の動きについては、本JET ReportやJET情報メール配信サービスを通じて、逐次、皆様方にお知らせして参ります。

3. JET情報メール配信サービスのご案内

JETでは電気製品や医療機器の認証に関する最新情報を、皆様にいち早くご提供するためにJET情報メール配信サービスを行っております。登録がお済でない皆様はぜひともこの機会にご登録ください。

お申し込みは、JETホームページ(<http://www.jet.or.jp/index.html>)にて承っております。

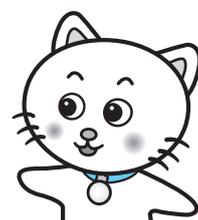
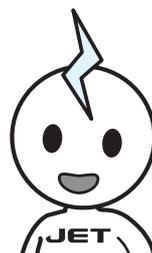
医療機器認証サービスに関するご不明な点は、お気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

医療機器認証室

TEL:03-3466-6660 FAX:03-3466-6622

E-mail: mdc@jet.or.jp



人を守る
安心安全の
マークだね

国際会議だより IECEE/CMCテルアビブ会議から

CB スキームを運営する IECEE（国際電気標準会議 電気機器適合性試験認証制度）の CMC（認証管理委員会）会議がイスラエルで開催され、34 カ国から規制当局・認証機関の代表者等、約 110 名がテルアビブに集まり、制度運営上の諸問題を討議しました。



新規事業開発 優先事業分野

「新規事業開発」を担当する作業部会からは、今後、IECEE が取り組むべき新分野として特に優先度が高いと考えられるのは「エネルギー効率」、「工業オートメーション」、「要員認証」、及び「スマートグリッド」との報告がありました。

これは、判断基準として「対応する IEC 規格があるか」、「IECEE メンバーが対応できるか」、及び「認証に対する需要が見込めるか」を検討した結果とのことで、これらに次ぐ優先度の分野として「性能」、「機能安全」、「医用電気機器一般要求事項 - 副通則 関連業務」が挙げられた一方、「火災報知機」、「鉄道技術」、「電気通信」、「再生可能エネルギー」、及び「高圧変圧器」は、当面、棚上げとされました。

偽造問題

昨年のこの会議での議決により新しい特別作業部会が設立された「偽造」問題については、取り組む対象を、

認証機関が直接の当事者となる「認証書・認証マークの偽造」に絞る方向での対応が検討されています。（これまで、「製品の偽造」について、偽造品を認証してしまうことを避ける方策を確立できないか検討されてきましたが、難航しており、「製品の偽造については、認証機関レベルでの対応は不可能なのではないか」との意見が有力になっています。）

二次電池試験規格

また、昨年の本会議で承認されていた、二次電池試験規格についての「IEC62133 と UL1642 の併存状態の段階的解決案」（最終的な IEC62133 への一元化の期日を 2011（平成 23）年 6 月 27 日と設定したもの）について、中間段階の「差分試験」の実施のために必要な両規格の比較表の作成が遅れたほか、IEC62133 そのものの改訂審議も進行中であること（現時点で CDV [投票用委員会原案] 段階、2012（平成 24）年に IS [国際規格] 化の予定）、及び、IEC の情報技術・通信技術専門委員会（TC108）と IEC62133 を担当している分科委員会

(SC21A) が合同で作業グループを立ち上げた等の事情から、見直されることになり、新しい移行措置が、下記通り、決定されました。

〔TC108 業務範囲内の規格について（現行 IEC60065、IEC60950-1 等）〕

2011（平成 23）年の本会議で、その時点での状況についての協議を改めて行うこととし、それまでは保留とする（IEC62133 の適用は求めない）。

〔TC108 業務範囲以外の製品分野について〕

昨年とりきめた段階的移行案を、約一年、先送りする。
2011（平成 23）年 5 月 1 日： 差分試験を開始
2012（平成 24）年 5 月 1 日： IEC62133 に一元化（ただし、この時点までに同規格の改訂版が国際規格化されていることを前提とする。）

CB 証明書の有効期間

なお、一昨年から議論されてきた「CB 証明書の有効期間」については、昨年、特別作業部会による検討の結果として報告されていた「証明書発行後の経過年数のみを判断基準とした期間の設定（従来「3 年」）は不要」との結論を受けて、今回の会議では、CB 証明書の受入手順として『受入側の認証機関が、CB 証明書及び CB レポートを正当な理由によって直ちに受け入れない場合には、その CB レポートに含まれている試験を繰り返す前に、その CB 証明書を発行した認証機関に対して十分な理論的根拠が示されなければならない』との文案が提示され、この主旨での運用規則の改訂が行われる見込みです。（この部分にとどまらない、文書体系全般の見直しも検討される予定です。）

CB-FCS (Full Certification Scheme)

「工場調査の重複」（同じ製品に関しての、複数の認証機関による同一工場の調査）を可能な限り避けるため、製品試験だけでなく工場調査についても認証機関の間でデータの相互受入を行う CB-FCS を推進することが議長から提議され、FCS 作業グループ及び工場調査委員会（FIC）から、それぞれ運営規程の簡素化案及び工場調査の共通様式案（工場調査のいくつかの構成単位に分けて、そのうち、機関ごとに異なる部分は別にして、共通なも

のをまとめる形式のもの）等の新文書案が提示され、承認されました。

国別差異の許容範囲

新しい議論として、アメリカが PV 規格 IEC61730-1ed.1 と IEC61730-2 ed.2 に対して設定している国別差異について、「これでは（内容が多過ぎて）CB スキームで想定されている本来の『国別差異』の範囲を逸脱するのではないか」との問題の提起がありました。

あまり国別差異の内容が多ければ、国内規格と IEC 規格との整合性が乏しいということで、その場合には、当該国の NCB がその規格を CB 範囲に含めることの妥当性が問われる、との意味の発言がなされていましたが、一方、今、アメリカ NCB の CB 範囲からこれらの規格を削除するのが必ずしも IEC 関係者全体の利益になるとは考えられないとのことで、当面、IECEE は、「アメリカに PV 国内規格の IEC 規格との整合性を高めるように働きかけ」、同時に、「（本件に限定してではなく、一般的にも）国内規格と IEC 規格との整合性の許容範囲の明確化を試みる」こととされました。

全般状況

一般的な状況としては、CB スキームは順調に発展を続けており、2009 年の「CB 証明書」の総発行件数は前年比 11% 増加して 59,654 件に達したとのことです。

また、バーレーン及びリビアが今年これまでに IEC 加盟したことや、チリ、ペルー及びベトナムも加盟する見通しであることが報告されました。

この他、製造業者試験所（改称「顧客試験所の第三者機関による活用」）・有害物質試験推進の検討状況、及び IEC 外部機関（ILAC〔国際試験所認定協力機構〕、IAF〔国際認定機関フォーラム〕）との連携の現況の報告等、様々な議事がありました。来年は、6 月 29 日・30 日に、トルコのイスタンブールにて開催される予定です。

※ JET の CB 証明書関連業務につきましては、JET のホームページ（<http://www.jet.or.jp/cooperation/index2.html>）にてご案内いたしておりますので、ご参照下さい。

（製品認証部）

JETの部品・材料等登録の情報について

製品認証においては、各種電気製品や太陽電池モジュール等の製品本体はもちろんのこと、使用される部品・材料にもさまざまな要求事項があります。JETでは様々なニーズに応えるべく、従来の部品・材料の登録制度に加えて新規登録項目のサービスを開始しております。このたび、特にお問い合わせの多いものにつきまして、認証の取得状況を含め改めて紹介いたします。

1. 技術基準改正に伴う CMJ 登録関連

(1) 概要

平成 21 年 9 月 11 日付けで、平成 19 年度の重大事故報告の分析結果等を踏まえ、技術基準（省令第 1 項および省令第 2 項）が改正されました。これに伴い、CMJ 登録制度（電気製品に使用される部品・材料登録制度）に新規項目が追加されました。CMJ 登録制度の登録品は、JET だけでなく複数の認証機関で活用出来ます。

認証取得されると、認証マークを製品（または包装等）に添付することにより、認証品であることが判別できます。今年度より登録の申請が本格化しておりますので、以下の URL の登録リストをご活用ください。

<http://www.jet.or.jp/products/cmj/index.html#5>

なお、改正対象電気用品については平成 22 年 9 月 1 日以降、製造・輸入するものは、改正後の技術基準を満たしたものの以外は販売できませんので御注意下さい。今後、CMJ 登録が無い部品については、認証機関でその都度部品の試験が必要となりますが、CMJ 登録品は試験を省略することができます。



CMJマーク

(2) 耐トラッキングプラグ

電気冷蔵庫・冷凍庫の電源プラグには①、②の試験が要求されます。（技術基準：別表第八 2(50)イ(ヌ)）

試験はプラグ本体をそのまま使用し、2重成形プラグの場合、中子（刃と刃の間の材料）が対象となります。

- ① **耐トラッキング性**：コンセントとの突き合わせ面に対するプラグの外面で、その栓刃（接地極を除く）に直接接する絶縁材料は、JIS C 2134 に規定する PTI が 400 以上であること。

(PTI = 保証トラッキング指数：5 個の試験片が、50 滴滴下の測定期間中にトラッキング破壊及び持続炎を発生させることなく耐えられる保証電圧をボルトで示した値（必ずしも最高電圧ではない）。)

- ② **グローワイヤ**：栓刃間（接地極を除く）を保持する絶縁材料は、JIS C 60695-2-11 又は JIS C 60695-

2-12 に規定する試験温度、750℃の試験に適合する又は JISC60695-2-13 に従ったグローワイヤ着火温度が 775℃レベル以上の材料であること。

○平河ヒューテック株式会社様が耐トラッキングプラグの登録第 1 号となりました。

(3) 電動機進相用コンデンサ

対象はエアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫・冷凍庫に使用される電動機進相用コンデンサとなります。（技術基準：別表第八 2(42)イ(ト)(電気冷房機(エアコン))

別表第八 2(48)イ(ヲ)(電気洗たく機)

別表第八 2(50)イ(リ)(電気冷蔵庫・冷凍庫)

JIS C 4908 に規定する電気機器用コンデンサを使用するものは、保安装置内蔵コンデンサ、保安機構付きコンデンサ又はこれらと同等のものであることが要求されます。

○パナソニック エレクトロニックデバイス ジャパン株式会社様が電動機進相用コンデンサ登録第 1 号となりました。なお、すでに登録を開始している「雑音防止用コンデンサ」では数社が CMJ 登録を取得済みです。

(4) その他改正関連

15 W を超える電力が供給される印刷回路用積層基板材料の難燃性が要求されます。（技術基準：別表第八 1(3)レ）

この件については CMJ 登録制度の既登録項目である「印刷回路用積層板の垂直燃焼」の登録品が活用出来ます。

<http://www.jet-db.net/material/index.html>

登録番号は V から始まる番号となります。

例：登録番号 V-9999

(5) 問い合わせ先

- 耐トラッキングプラグ及び印刷回路用積層板の垂直燃焼
東京事業所 絶縁材料グループ
TEL:03-3466-5304/FAX:03-3466-9223
- 電動機進相用コンデンサ
横浜事業所
TEL:045-582-2151/FAX:045-582-2671

2. 太陽電池モジュール用バックシートの認証について

(1) 制度の概要

JETでは太陽電池パネル（モジュール）の認証を行っています。JETの認証を受けているモデルは多数ありますが、この全モデルに対してすべての試験を実施することはせずに、国際的に合意されたルール（Retesting Guideline (IECEE)）に基づき、フル試験を行った基本モデルとの違いに応じて、必要な試験項目のみ選択して実施し、派生するモデルの認証を行う運用をしています。

その際、太陽電池の発電部分のセルを保護する部材であるバックシートについては、あらかじめ部材単位で必要な試験を実施し認証を受けていただきますと、本来行うべき試験の一部を省略することができます。

2010年よりバックシート単体での認証（部品認証）が本格的にスタートしました。

(2) 要求される試験等について

試験規格については“IEC61730-1:2004（太陽電池モジュールの安全性適合認定 第1部：構造に対する要求事項）5項 重合材料”にて運用されます。

IEC61730-1:2004(JISC8992-1:2010) 5項の要求事項は以下のとおりです。

- ① RTI 値：長期熱劣化特性は米国 UL の登録データ（Yellow Card）を活用します。長期熱劣化特性は最低でも 90℃以上、かつ規定する試験時の最高温度より 20℃以上高い温度が要求されます。
- ② 燃焼性等級：「燃焼性等級」を判定するために垂直燃焼試験を実施します。燃焼性等級は最低でも V-2 以上が要求されます。
（参考：燃焼性等級 V-0>V-1>V-2>HB）
- ③ 耐トラッキング性：バックシートの最外層で端子ボックスと接する層の耐トラッキング性が CTI250 (V) 以上であることが要求されます。
- ④ UV 試験：初期測定値とウエザオメータ^{*1}（キセノン光源）1000 時間照射後の物性値を比較します。物性値は機械的強度・機械的衝撃・垂直燃焼性及び外観目視検査で評価します。
- ⑤ 最大火炎伝播指数（100 以下）：火災発生時における炎の広がりに対する要求です。
- ⑥ 部分放電試験^{*2}：絶縁破壊に至る電圧より低い電圧における部分放電（最大システム電圧）を測定することにより、バックシートのボイド（空隙）の影響を測定することができます。

その他要求事項としては製造工場における品質システムを確認する目的で工場調査を実施します。認証取得されると、認証マークを製品（または包装等）に添付することにより、認証品であることが判別できます。なお、この制度で部品登録することにより JET PVM（太陽電池モジュール）認証においてデータ活用することができるようになります。

認証マーク



※ 1) ウエザオメータ (UV 照射)



※ 2) 部分放電試験装置

○株式会社コバヤシ様が認証第1号となりました。
登録番号：1477-C9801-028 登録部品の型番：KB-W1

登録リストは <http://www.jet-db.net/parts/index.html> で公開されています。

(3) 問い合わせ先

▶ 太陽電池モジュールの認証
研究部

TEL:03-3466-5126/FAX:03-3466-5204

▶ バックシートの部品認証
東京事業所 絶縁材料グループ

TEL:03-3466-5304/FAX:03-3466-9223

ISOマネジメントシステム 内部監査員“公開セミナー”スタート

マネジメントシステム内部監査員の「ブラッシュアップ1日間コース」及び「養成2日間コース」の“公開セミナー”開催についてお知らせします。

11月からの開催を予定しておりますので、既にマネジメントシステム認証を取得された組織様、あるいはこれからマネジメントシステム認証の取得をお考えの組織の方のご参加をお待ちしております。

第三者認証としての豊富な審査実績からフィードバックされた、認証機関ならではの「実践的な内部監査の進め方」を身につけていただくためのセミナーです。

内部監査員を養成したい、ブラッシュアップしたい、といったご要望にお応えします。

また、「内部監査をどのように計画し、実施していけばいいのか」

「効果のある内部監査とするには、どうすればいいのか」といった問題解決にも役立つ内容です。

コースは、「環境 (ISO14001)」と「品質 (ISO9001)」について、それぞれ業態別に「ブラッシュアップ1日間コース」と「養成2日間コース」を設定しましたので、ニーズに合わせてご選択ください。

<セミナーのコースについてご案内します。>

【ブラッシュアップ1日間コース】

規格のねらいを解説します。また、有効性に重点を置いた内部監査の進め方について解説します。管理責任者、ISO事務局および既に内部監査員として活動している方のブラッシュアップに有効なコースです。

【養成2日間コース】

規格の解釈、実践的な内部監査の進め方等を修得するコースです。初めて内部監査員になる方に有効なコースです。また、既に内部監査員として活動している方にも有効なコースです。

環境マネジメントシステム

- 1) 【コース：E 1】 ISO14001 内部監査員
「ブラッシュアップ1日間コース」
- 2) 【コース：E 2】 ISO14001 内部監査員
「養成2日間コース」



品質マネジメントシステム

- 3) 【コース：Q 1】 ISO9001 内部監査員
「ブラッシュアップ1日間コース」
- 4) 【コース：Q 2】 ISO9001 内部監査員
「養成2日間コース」

【養成2日間コース】は、修了者には「修了証」をお渡しします。【ブラッシュアップ1日間コース】は、資格維持等のために必要な場合、事前にご連絡頂ければ「修了証」を発行いたします。

また、これからも定期的な公開セミナーの開催を考えております。

その都度、開催のご案内を発信させていただきますので、ご期待下さい。

なお、今回のコースのプログラム内容、日程、費用等の詳細は、以下にお問い合わせ下さい。

【当件に関するお問い合わせ先】

管理部 カスタマーズリレーショングループ 湯谷(ゆたに)
TEL : 03-5358-0695 / FAX : 03-5358-0727
E-mail yutani@jet.or.jp

(ISO登録センター)

「電磁波セミナー」のご案内

電磁界情報センターでは、電磁波（電磁界）に不安や疑問を持つ方に少しでも理解を深めていただくために、送電線や家電製品など身の周りの電磁波（電磁界）とその健康影響について、世界保健機関（WHO）などの科学的な見解をわかりやすくお伝えする「電磁波セミナー」を下表のとおり開催いたします。ご参加をお待ちしております。

開催地	開催日時	会場	定員
大阪市	平成22年10月5日(火) 13:00～15:00	大阪国際交流センター 小ホール(2階) 〔住所〕大阪市天王寺区上本町8-2-6	100名
和歌山市	平成22年10月6日(水) 13:00～15:00	和歌山県民文化会館 大会議室(5階) 〔住所〕和歌山市小松原通り1-1	50名
名古屋市	平成22年12月14日(火) 13:00～15:00	名古屋市公会堂 第7集会室(4階) 〔住所〕愛知県名古屋市昭和区鶴舞1-1-3	100名
松山市	平成22年12月17日(金) 13:00～15:00	松山市民会館 小ホール会議室(3階) 〔住所〕愛媛県松山市堀之内	50名

※平成 22 年度は、日本全国で合計 16 箇所の開催を予定しています。

・1 月以降開催予定地 4 箇所……下関市、福岡市、鹿児島市、沖縄県

・4～9 月開催 8 箇所……浜松市、宇都宮市、仙台市、新潟市、札幌市、旭川市、東京都、金沢市

○参加無料

○プログラム（案）

- 13:00 – 13:10 開会挨拶・事務連絡
- 13:10 – 13:30 身の周りの電磁波(電磁界)について
- 13:30 – 14:10 電磁波(電磁界)の健康影響について
- 14:10 – 14:20 休憩
- 14:20 – 15:00 質疑応答
- 15:00 閉会

※個別のご質問やご相談については、閉会後も応答します。15:00～16:00

※プログラムの時間は、当日の進行状況により変更する場合があります。

<お申込み>

- ・インターネットから：<http://www.jeic-emf.jp/meeting/index.html>
- ・FAXから：上記 URL より入手した FAX 申込票もしくは、ご住所、お名前、ご連絡先（電話番号、FAX 番号）、電磁波セミナー開催地を明記したものを電磁界情報センターへご送信
- ・ハガキから：ご住所、お名前、ご連絡先（電話番号、FAX 番号）、電磁波セミナー開催地を明記したものを、電磁界情報センターへご郵送

安心な暮らしを見守ります



【お問い合わせ先】

電磁界情報センター

TEL：03-5444-2631 / FAX：03-5444-2632

URL：http://www.jeic-emf.jp / E-mail：gest-jeic@jeic-emf.jp

住所：〒105-0014 東京都港区芝 2-9-11 全日電工連会館 3 階

※電磁界情報センターでは、「電磁波セミナー」以外にも、「電磁界フォーラム」等のイベントを開催しております。開催のご案内は、適宜、電磁界情報センターのホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

リチウムイオン蓄電池を取り巻く環境及びJETのサービスについて

電気用品安全法技術基準別表第九「リチウムイオン蓄電池」基準改正情報

1. リチウムイオン蓄電池を取り巻く環境

①リチウムイオン蓄電池の適用規格に対する猶予期間について

平成20年11月より施行されたリチウムイオン蓄電池に関する省令（別表第九）において、充電条件の緩和及び一部試験項目（過充電の保護機能、機器落下時の組電池の安全）に運用されていた適用除外の猶予（当該省令施行後3年間）が、本年11月で残り1年となります。

平成23年11月出荷分からは、省令別表第九全ての要求に対し適合しなければなりませんのでご注意ください。

②リチウムイオン蓄電池の基準改正動向

現在電気用品安全法の対象外となっている外郭容器や端子を持たない特殊な構造のリチウムイオン蓄電池（携帯型の音楽プレーヤーや電気シェーバー等に使用されている容器なし電池等）が新たに対象となる方向で基準改正が予定されております。

対象の範囲につきましては、従来どおり体積エネルギー密度は400Wh/L以上のものに限り、自動車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものは除くとなっております。

政省令改正情報につきまして、5頁「事故事例等を踏まえた電安法政省令の改正について」をご参照下さい。

2. JETのサービスのご案内

①韓国電池規制

韓国で販売されるリチウムイオン蓄電池は、昨年度より強制認証の対象品目となっており、認証取得に当たりJETのテストレポートの活用（韓国提携機関：KTL）が可能となっております。また、申請手続きも含めた代行業務も行っております。

②電池関係性能、安全試験

a)JETは電池関係の国際規格であるIEC62133によるCBレポートを発行できる試験所（CBTL）となって

おります。

これによりJETが発行するCBレポートをIECEEスキームに沿った海外認証取得時に活用いただけます。

b) リチウムイオン電池を非危険物として輸送する際に、単電池及び組電池に求められる安全試験にも対応可能となっております。

安全試験（適用規格 UN Manual of Test and criteria, Part I, sub-section 38.3）

1. 高度シミュレーション
2. 温度（ヒートサイクル）
3. 振動
4. 衝撃（加速度衝撃）
5. 外部短絡
6. 衝突（錘落下衝撃）
7. 過充電（組電池）
8. 強制放電（セル）

c) JETが保有する電池試験に関する特殊設備を用い、電安法対象外の電池含めその他の電池類に対しても、様々な性能評価及び安全評価が可能です。

社内規格・JIS規格に沿った電池関係の各種試験依頼、又、国際MRA対応のJNLA及びASNITE試験所認定制度に基づくILAC MRAロゴ付きのテストレポートも発行可能となっておりますのでご活用下さい。

JETが提供する様々な試験のご利用をお待ちしております。

なお、試験内容、費用、納期等お気軽にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

関西事業所 電池・電子機器グループ
TEL: 06-6491-0252/FAX: 06-6498-6438

中国 CCC強制製品認証(以下、CCC強制認証という) に関して

1 中国への製品の輸出はまったく経験がないのですが、中国へ製品を輸出する場合にはすべて CCC 強制認証を取得しなければいけないのですか？

A → 電線ケーブル類、電気回路スイッチ及び保護又は接続用の電気機器装置、低圧電気機器、小電力モーター、電動工具、電気溶接機、家庭用及びこれに類する用途の機器、情報機器、照明機器等の中国 CCC 強制認証品目リストに記載されている製品が対象となります。

2 CCC 強制認証を取得しないで中国へ輸出する何かよい方法はありませんか？

A → 対象製品で中国へ輸出、流通、販売されるものは、CCC マークを取得する義務があります。CCC 強制認証の対象製品を、CCC マークなしで中国国内で流通販売した場合には、法律違反で罰則が科せられます。

3 米国の認証を取得していますが、それで中国への輸出及び販売はできますか？

A → 中国の GB 規格を満足する必要がありますので、そのままでは中国へ輸出、流通、販売できません。

4 CCC 強制認証を取得すれば香港や台湾でも販売できますか？

A → 香港及び台湾のそれぞれの制度に従うことが必要です。そのままでは販売できません。

5 すぐにも CCC 強制認証を取得したいのですが、申請から 1 週間くらいで取得できますか？

A → 申請、書類審査、試験、工場調査のすべてをパスする必要があります。最低でも約 3 カ月程度はかかります。

6 中国向け製品の開発を検討していますが、今からでも中国 CCC 強制認証の申請を取得することができますか？

A → サンプルの試験及び工場調査がありますので、開発段階での申請は不可能でしょう。

7 中国に出張に行くときにラップトップのパソコンを持っていきますが、CCC 強制認証を取得する必要がありますか？

A → CCC 強制認証では、商用目的で中国へ輸出、流通、販売される製品を対象としています。出張時の携行品は対象にしていません。但し、大量に持ち込む場合には税関で商業目的と思われるので、注意が必要です。

8 製品の CCC 強制認証の取得を考えていますが、どのくらいの期間で料金はどのくらいでしょうか？ ざっくりでよいので教えてください。

A → 料金や期間は申請される製品によって大きく異なります。一概には言えませんので、必要であればお見積もりをいたします。

9 中国に製品を輸出したのですが、税関で CCC 強制認証の取得が必要だと言われました。どうすれば良いのでしょうか？

A → まず、その製品が本当に CCC 強制認証の対象なのかどうかの判断が必要です。対象であっても、工場設備などであれば免除申請の可能性もありますし、非対象であれば非対象製品であることの登録（目録外登録）を行うことも可能です。対象製品であれば、基本的には CCC 強制認証を取得する必要があります。

10 中国に製品を輸出しようとしたのですが、日本の税関で止められてしまいました。どうすれば良いのでしょうか？

A → 日本からの輸出では、日本の「外国為替及び外国貿易法」を遵守する必要があります。社内の法務部門や通関業者の人達と相談し、必要に応じて輸出許可を取得してください。

11 CCC 強制認証の非対象の製品を中国に輸出したのですが、中国側の税関が HS コードでは対象になる製品だということで受付けてくれません。JET で非対象だという証明書を書いてもらえないのでしょうか？

A → JET では非対象に関する証明書を発行することはできません。対象・非対象の判断を下すのは、あくまでも中国側の当局です。目録外登録という方法もありますので、JET ホームページの「中国の CCC 認証及び CQC 認証業務」の中の「お役立ち情報」に資料がありますので、参考にしてください。

12 CCC 強制認証の非対象だと言われた製品を、最近中国に出荷したところ、対象製品だということで税関で止まってしまいました。どうなっているのでしょうか？

A → 過去に CCC 強制認証の対象ではなかった製品でも、追加で対象になる製品もあります。その場合には、中国 CNCA から公告という形で通知が公布されます。JET ホームページの「What's new」や「中国の CCC 認証及び CQC 認証業務」の中のトピックスでもお知らせしていますので、それらをご覧になり常に最新の情報を得よう心掛けてください。

JET では、中国 CCC 強制認証に関する基本的な情報を、JET ホームページに「海外認証関連業務 > 中国の CCC 認証及び CQC 任意認証 > お役立ち情報」として掲載し、各種取り揃えました。ご自由にダウンロード出来ますので是非一度ご覧ください。

(東京事業所 国際業務担当グループ)

組み込みコンセントの事例

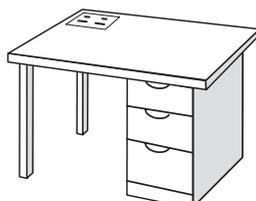
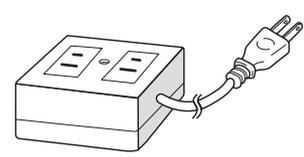
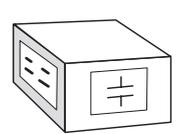
電気用品には、コンセントや漏電遮断器などのように一般的に資材として配線設備に使用されるものがあります。しかし、これの資材は、配線設備だけでなく、他の電気用品に組み込まれて使用されることもあります。

例えば、コンセントを家具に組み込むと「コンセント付家具」という電気用品になり、コンセント単体が電気用品安全法の技術基準(別表第四)に適合していても、コンセント付家具全体として、電気用品安全法の技術基準(別表第八)への適合義務が発生します。これは言いかえると、コンセントにPSEマークがついているからといって、コンセント付家具にPSEマークを付けることを省略することはできないことを意味しています。

また、コンセント付家具の場合は、別表第八と別表第四の違いがあるため、比較的分かりやすい例ですが、同じ別表第四を基準とする電気用品でも同じようなことが起こります。

例えば、2口のコンセントを適当なボックスに組み込んで、それに移動電線を取り付けると「マルチタップ」という電気用品になります。また、コンセントを雑音防止器などの機能を組み込んだボックスに組み込むと「その他の差込接続器」という電気用品になります。これらの事例では、「マルチタップ」も「その他の差込接続器」も特定電気用品なので、コンセント単体にPSEマークがついていても、新たに適合性検査を受ける必要があることになります。

このように、資材単体が電気用品の対象であり、PSEマークがついていてもそれを何か別のものに組み込むと新たな電気用品の対象となる可能性があるということを常に注意しておく必要があります。

コンセントが組み込まれるもの例	電気用品名の変更
 <p>机にコンセントを取り付けたもの</p>	<p>コンセント→ コンセント付家具</p>
	<p>コンセント→ マルチタップ</p>
 <p>コンセントにノイズフィルターを付けたもの</p>	<p>コンセント→ その他の差込接続器</p>

上記のような例は、組み込まれたコンセント単体にPSEマークがあっても全体としてPSEマークを新たに付ける必要がある。

(技術規格部)

研究事業センターの建設状況

JET Report vol.46でお伝えしましたとおり、横浜事業所の隣接地に平成23(2011)年1月末の完成を目処に、新規事業拠点として「研究事業センター」の建設を進めています。研究事業センターでは、太陽電池モジュールの認証やパワーコンディショナーの認証など、「分散型発電設備」の試験設備の能力強化及び近年普及がすすむLED照明をはじめとする「照明器具等の測光装置の整備」を予定しています。

建設状況については、建物基礎工事が8月中旬に完了し、9月中旬現在、鉄骨の組み立てが進められているところです。

(経営企画部)



建設中の研究事業センター(平成22年9月中旬)

～ JETの安全啓発事業のご案内 ～

「電気使用安全月間」、「霞ヶ関子ども見学デー」への参画、及び「各種セミナーの開催」

JETは、電気の使用に係る安全の中核体としての活動の一環として、平成22年(2010年)も「電気使用安全月間」及び「霞ヶ関子ども見学デー」に参画するとともに、電気用品安全法関係を中心とした「各種セミナー」を開催いたしました。

1. 「電気使用安全月間」への参画

経済産業省では、電気使用の安全に関する知識と理解を深めることを目的として、昭和56年度から毎年、特に電気事故が多く発生する夏場の8月を「電気使用安全月間」と定め、全国的な規模で各種活動を実施しています。

JETにおきましても、電気の使用に係る安全の中核体として、今年も「電気使用安全月間」の活動に参画し、各種安全啓発活動を実施いたしました。

2. 「霞ヶ関子ども見学デー」への参画について

文部科学省をはじめとした各府省庁等が、平成22年8月18日、19日の2日間、全国の小・中学生を対象に「霞ヶ関子ども見学デー」を一齐に実施しました。

JETは、経済産業省のプログラムのうち、「基準認証ユニット(標準及び計量)」のコーナーに参画し、「光でおもちゃを動かしてみよう！」をテーマに、実際に太陽電池モジュールで発電した電気で電車や自動車などの玩具を動かす体験をしていただきました。

また、太陽光発電と『標準』の関係について説明したパネルの展示や、太陽電池のしくみについてのパンフレットを配布し、理解を深めてもらいました。

3. 技術セミナーの開催

電気製品等の製造・輸入・販売等に携わる事業者様を対象とした電気用品安全法の概要セミナーや技術セミナーを開催しました。今年度のセミナーでは、平成22年9月に改正となった技術基準の一部改正の情報や今後の動向についての紹介も行いました。

またJETでは、事業者様からのご要望に応じ、「企業内セミナー」を実施していますので、是非ご活用ください。

お申し込みは、以下の「お問い合わせ先」迄ご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

電気製品安全センター
TEL : 03-3466-9203 / FAX : 03-3466-9204
E-mail : center@jet.or.jp



安全月間の垂れ幕



子ども見学デー

東京事業所 国際業務担当グループ

東京事業所国際業務担当グループでは、これまで培ってきた海外認証機関との協力関係や経験をもとに、中国語の専門家による中国CCC強制認証をはじめ、アジア(韓国、台湾、香港、クウェート他)・オーストラリア・ヨーロッパ(スウェーデン、スイス他)・アルゼンチン等の国々の申請代行業務を、敏速・丁寧・親切をモットーに、海外認証のお申し込みからお客様の認証取得までをサポートしております。

海外認証取得全般に関するお問合せは、右記の東京事業所 国際業務担当グループまでおたずねください。お客さまのご利用をお待ちしております。



【お問い合わせ先】

東京事業所 国際業務担当グループ

TEL : 03-3466-9818

FAX : 03-3466-6622

E-mail : kokusai@jet.or.jp

JETの試験設備 <40>

テストフィンガー

JETの各事業所には電気用品安全法の技術基準に基づく省令第1項用の試験指及び省令第2項用(IEC規格、IEC-J規格)のテストフィンガー(試験指)を保有しております。

テストフィンガーは人の指を模擬したものであり、主に電気製品の安全性を確認する構造試験の中で使用されます。

代表的なテストフィンガーの例



省令第1の技術基準にて使用する試験指



省令第2項で使用する試験指

これらのテストフィンガーを使用して、電気製品を使用する人が感電することがないか、また、使用する人に傷害が及ばない構造なのか、などを確認します。

テストフィンガーを電気製品の外郭にあてたり、外郭に換気口などがある場合にはテストフィンガーの先端が

製品の中に入り込まないかを確認します。

テストフィンガーが触れる部分に充電部分があった場合には、感電する恐れがあると判断することになります。

テストフィンガーが製品の中に入ることができる構造の場合は、テストフィンガーの関節を曲げてみて、充電部に触れるかどうかを確認することになります。

また、人に傷害が及ぶかについても、感電と同じように考えることができます。たとえば製品に穴があいていて、その穴からテストフィンガーが中に入り、内部にある機械的可動部分にテストフィンガーが触れる場合などです。

このように各種のテストフィンガーによって、電気製品の感電、可動部への保護などを擬似的に試験し、電気製品の安全性を確認しております。

なお、JETではこれらを用いて、各種の試験項目を依頼試験として受付けておりますので、構造試験等で製品の安全性を検討する場合には、是非JETの各事業所をご利用ください。

依頼試験のお問い合わせ先は、
東京事業所受付・処理グループ TEL : 03-3466-5234
横浜事業所受付・顧客対応グループ TEL : 045-582-2151
関西事業所総合サービスグループ TEL : 06-6491-0251
のいずれかにご連絡ください。

<お問い合わせの際はこちらまで>

【 本 部 】	TEL	FAX
●東京事業所 tokyo@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5183	03-3466-5250
●製品認証部 医療機器認証室 mdc@jet.or.jp	03-3466-6660	03-3466-6622
●工場調査部 jet-fid@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●経営企画部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-9204
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204
●業務管理部 info@jet.or.jp	03-3466-5171	03-3466-9204
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5307	03-3466-5106

【 電磁界情報センター】	TEL	FAX
●電磁界情報センター jeic@jeic-emf.jp	03-5444-2631	03-5444-2632

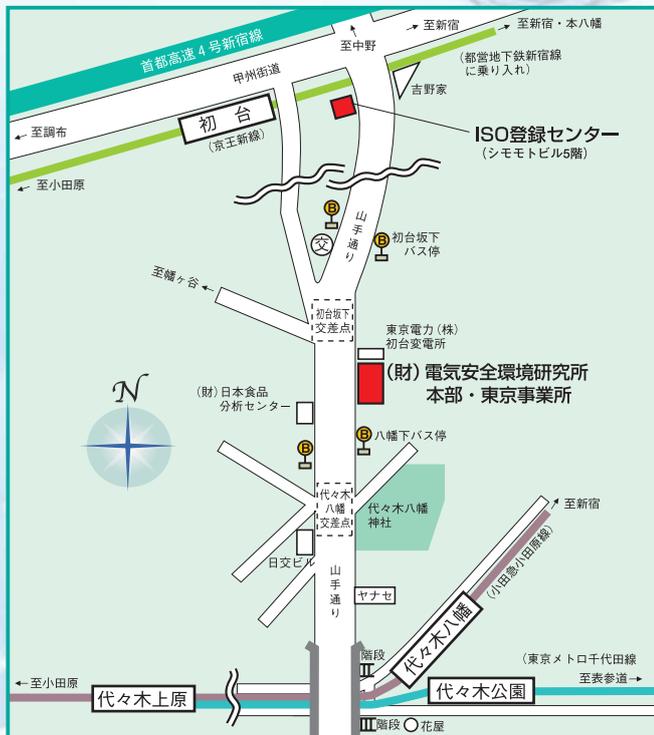
【ISO 登録センター】	TEL	FAX
●管理部 isorc@jet.or.jp	03-5358-0694	03-5358-0727
●認証部 環境・労働安全衛生認証室 jetec@jet.or.jp	03-5358-0725	03-5358-0727
●認証部 品質認証室 jetqm@jet.or.jp	03-5358-0740	03-5358-0742

【横 浜 事 業 所】	TEL	FAX
●横浜事業所（代表） yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2671
●技術規格部 info@jet.or.jp	045-582-2356	045-582-2384

【関 西 事 業 所】	TEL	FAX
●関西事業所（代表） kansai@jet.or.jp	06-6491-0251	06-6498-5562

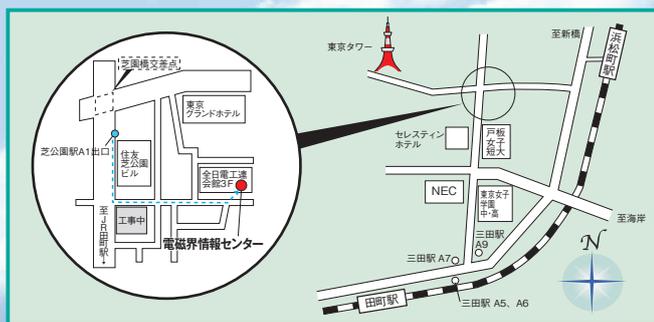
【名 古 屋 事 務 所】	TEL	FAX
●名古屋事務所 nagoya@jet.or.jp	052-269-8140	052-269-8498

【九 州 事 務 所】	TEL	FAX
●九州事務所 kyusyu@jet.or.jp	0948-42-6244	0948-42-6277



■本部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木 5-14-12

■ISO 登録センター
〒151-0016 東京都渋谷区初台 1-46-3 (シモトビル5階)



■電磁界情報センター
〒105-0014 東京都港区芝 2-9-11 全日電工連会館 3階



■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮 1-12-30



■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺 3-9-1